

日々研鑽

～職員が取得している資格を紹介します～



当院の職員は、患者さんにより質の高い医療を提供するために、入職後も日々研鑽を続け、それぞれ特定分野において高度な知識と技術、経験を積むことによって得られる様々な資格を取得しています。この連載では、資格を得るための条件や流れ、資格取得後の働き方などについてご紹介していきます。

“医療ソーシャルワーカー”ってなあに？

みなさん、医療ソーシャルワーカーという職種をご存じですか？

通称 MSW (Medical Social Worker) とも呼ばれています。治療と並行して患者さんの“生活”に重きを置き、支援をしていくための病院内唯一の社会福祉専門職です。

病気や怪我をすると、今までと同じように生活することが難しくなることや、医療費や生活費の支払いに心配が生じることがあります。そのようなとき、医療ソーシャルワーカーがご相談をお受けし、地域の医療・保健・福祉機関とも連携し、社会復帰や在宅療養のお手伝いを行います。

～医療ソーシャルワーカーのある1日～

- 8:30 ～ 部署内ミーティング
- 9:00 ～ 各病棟、外来へ行き、多職種と情報共有
- 10:00 ～ ご家族と面接
- 11:00 ～ 入退院支援カンファレンス※
- 13:00 ～ 関係機関への連絡・調整
- 14:00 ～ 患者さん病室訪問、面接
- 15:00 ～ 関係機関、ご家族と退院前カンファレンス
- 16:00 ～ 診療科の医師、病棟看護師とカンファレンス

※カンファレンスとは医師、看護師、リハビリスタッフなど様々な職種が集まり、患者さんの病状、看護、リハビリ状況、生活などについて話し合う場のことです。



どんなときに相談するの？
～相談内容の例～

「退院です」といわれたけれど、介護なんてできるかなあ…

病気で仕事ができない。医療費の支払いや生活費をどうしよう。

末期といわれて時間が少ない。一体何から手をつけたらよいのでしょうか。

施設？療養型病院？うちの近くにあるのかな？費用はどのくらいかかるんだろう。

後遺症が残ってしまったこの先どうやって生活していったらいいだろう…

ほんとは聞いてみたい病状や治療のこと。でも医師や看護師に、どう話したらいいんだろう。



相談といっても、その内容は多岐に渡ります。病状や身体状況だけではなく、生活やご家族の状況などによってお一人お一人違います。まずはお話を伺い、患者さん、ご家族と一緒によりよい解決策を模索します。

当院では各病棟・外来に担当の医療ソーシャルワーカーが配置されています。困ったことや心配なことがあるときにはお気軽にご相談ください。

医療ソーシャルワーカーが持っている資格「社会福祉士」

当院の医療ソーシャルワーカーは全員「社会福祉士」の国家資格を有しています。この資格は「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく、社会福祉の相談・援助を行う専門職のための**国家資格**です。「社会福祉士」は医師や看護師のように“業務独占”ではなく、“名称独占”の資格です。“名称独占”とは資格がなくとも相談や援助を行うことが可能ですが、資格を持つ人のみはその名称を名乗ることができるという資格の分類です。

社会福祉士は、医療機関のみならず、児童相談所や学校、高齢者施設、障害者施設、行政機関など様々な分野で活躍しています。

社会福祉士は国の定めにより多職種で退院までの支援を行うよう、診療報酬に位置づけられています。病院での治療と並行して患者さんが安心して退院できるような取り組みは重要性を増しています。

毎年約1万2千人の社会福祉士が誕生しています。国家試験の合格率は約30%で、令和3年4月現在、約26万人が社会福祉士の資格を取得しています。そのうち医療関係の業務に携わっているソーシャルワーカーは約15%です。(公益財団法人社会福祉振興試験センターより)

どのように取得するの？

「社会福祉士」の資格は1年に1回実施される社会福祉国家試験に合格する必要があります。受験資格を得るには、4年生の福祉系大学で指定科目を履修するなど、いくつかルートがあります。

どんな勉強をするの？

国家試験では下記に記した18科目群の分野が出題されます。社会福祉は分野が非常に幅広いのが特徴です。私達の日常生活、仕事・学校などの社会参加、社会制度など、様々な知識を持って従事することが求められています。

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1) 人体の構造と機能及び疾病 | 10) 保健医療サービス |
| 2) 心理学理論と心理的支援 | 11) 権利擁護と成年後見制度 |
| 3) 社会理論と社会システム | 12) 社会調査の基礎 |
| 4) 現代社会と福祉 | 13) 相談援助の基盤と専門職 |
| 5) 地域福祉の理論と方法 | 14) 相談援助の理論と方法 |
| 6) 福祉行財政と福祉計画 | 15) 福祉サービスの組織と経営 |
| 7) 社会保障 | 16) 高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| 8) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 17) 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |
| 9) 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 18) 就労支援サービス、更生保護制度 |

最後に

みなさん、ここまで読んでいただきありがとうございました。医療ソーシャルワーカーについてお分かりいただけましたでしょうか？

当たり前で過ごしていた日常が怪我や病気によって変わってしまうことがあり、たくさんの不安や心配事があると思います。そのような中で自宅に帰りたいという思いがあっても、病状の進行、介護の状況や自宅の環境が整わないことがもとで、帰ることが難しいときもあります。その一つ一つの困り事に対して患者さん、ご家族の協力を得ながら、安心できる環境づくりに努め、無事に自宅へ帰ることができた時には嬉しく思います。ご相談をお受けし、「相談して良かった」「安心しました」というお言葉をいただくことがあり、励みになります。

患者さんやご家族に寄り添い、お気持ちを大切にしながら関わっていくことのできる医療ソーシャルワーカーでありたいと思っています。ご相談があれば、お気軽にお声かけください。

(文責：医療ソーシャルワーカー 相馬 初穂)